

産業廃棄物処分業許可証

住 所 佐賀県鹿島市大字三河内甲274番地1
氏 名 株式会社ヒカリカッター
代表取締役 藤永 淳一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事 山口 祥義



許可の年月日 令和3年（2021年）10月21日
許可の有効年月日 令和8年（2026年）10月20日

1. 事業の範囲

中間処理業（脱水）
産業廃棄物の種類
汚泥（無機性汚泥に限る）
以上1種類（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）

2. 事業の用に供するすべての施設

種 類 : 脱水施設
設置場所 : 鹿島市大字三河内字弓場谷甲575番1
設置年月日 : 令和3年2月10日
処理能力 : 7.4t/日（8時間）

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和3年10月21日 新規許可
令和7年 1月30日 変更届 代表者の変更 以下余白

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

無